

健康保険証廃止に伴う今後の対応について

令和 7 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証が利用できなくなるため、本人および扶養家族が医療機関等を受診する際は、原則マイナ保険証を利用して受診することとなります。

しかし、何らかの事由によりマイナ保険証を利用できない方は、保険証の代わりとなる「資格確認書(カード型)」にて受診いただくこととなります。

今般、従来の健康保険証をお持ちの本人および扶養家族で、マイナ保険証による資格確認ができない方（資格確認書交付対象者）を対象に「資格確認書（カード型）」を職権交付いたします。

資格確認書がお手元に届くまで暫くお待ち下さい。

▶ 資格確認書交付対象者

- ・マイナンバーカードを作成されていない方
- ・マイナンバーカードを持っているが、健康保険証の利用登録をしていない方
- ・マイナンバーカードを返納した方
- ・マイナンバーカードまたは電子証明書の有効期限が切れている方

▶ 発送時期

令和 7 年 11 月下旬頃

▶ 発送先

会社または所属（本人および家族分）

※ 現行の健康保険証について

12/2 以降、現行の健康保険証は使用できないため、返却は不要です。

ただし、12/2 までに健康保険の加入資格がなくなる場合は、返却ください。